

## 大阪府内被災者相談支援協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、大阪府内被災者支援協議会（以下、「協議会」という。）という。

(事務局の所在地)

第2条 本協議会は、財団法人大阪府人権協会に事務局をおく。

(目的)

第3条 本協議会は、「東日本大震災」により大阪府内に避難されている方々（以下、「避難者」という。）に対し、相談及び支援並びに啓発を行うことにより、被災者の孤立を防止し、もって安心して暮らせる大阪の実現をめざす。

(組織)

第4条 本協議会は、次の団体で構成する。

- 1) 財団法人大阪府人権協会
- 2) 関西被災者支援相談ネットワーク  
(代表) 特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター
- 3) 大阪府人権擁護士ネットワーク
- 4) 大阪府（府民文化部人権室）

(事業)

第5条 本協議会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 大阪府内在住の避難者に対する相談及び支援
- 2) 大阪府内在住の原子力発電所事故による避難者に対する偏見や差別の払拭
- 3) その他目的の達成に必要なこと

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- 1) 会長 財団法人大阪府人権協会代表 協議会の会務を統括する。
- 2) 副会長 大阪府府民文化部人権室代表 必要な場合に会長を代行する。
- 3) 監事 関西被災者支援相談ネットワーク 協議会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第7条 本協議会は、次の会議を行う。

- 1) 代表者会議 本協議会の運営について決定する。
- 2) 事務局会議 代表者会議の決定に基づいて事務を決定する。

(会計)

第8条 本協議会の会計は、次により支弁し、会長の団体が管理する。

- 1) 助成金
- 2) 寄付
- 3) その他

(施行期日)

附則 本規約は、2011年6月24日から施行する。

# 大阪府内被災者相談支援協議会 役員名簿

2011年6月24日

会 長 神尾 雅也 (財団法人大阪府人権協会理事長)  
副会長 藤井 清 (大阪府府民文化部人権室人権推進担当課長)  
監 事 深尾 泰 (関西被災者支援相談ネットワーク)  
(特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター  
所長)